平成２２年（フ）第３３３０号
名古屋市中村区烏森町６丁目74番地　コーポ芳栄106号
債務者　ビービーファミリーこと　時津　道人
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　篤史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２３９号
名古屋市中川区中野本町２丁目７番地　N．A．O．中野本町壱番館102号
債務者　森田　貴則
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　斉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０８９号
神奈川県鎌倉市上町屋763番地１　興亜町屋ハイツ203号、申立時の住所神奈川県鎌倉市笛田１丁目６番１号
債務者　鈴木　敏子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二川　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９号
山口県周南市大字大河内903―25、住民票上の住所下松市潮音町５丁目２番２号
債務者　村田　　聡
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　訓明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１１２号
山口県下関市稗田中町12番12号
債務者　岡本良之助
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　正行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２６８号
岐阜県関市明生町３丁目５番８号
債務者　砂田　重樹
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**鍬**口　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１１号
長野市若穂綿内4805番地１
債務者　小林　政光
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　和枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８００号
岐阜県各務原市新鵜沼台３丁目46番地
債務者　小木曽和三（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　浩明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月30日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１５６号
愛知県蒲郡市豊岡町前野62番地１
債務者　原田　賢治
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５３号
福岡県田川郡香春町大字高野866番地２
債務者　村上眞理子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１０１号
宮崎県小林市細野2901番地７、前住所宮崎県都城市高崎町前田316番地２
債務者　福田　信一
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第７８号
青森県八戸市大字新井田字石動木平42番地５日東コーポ３号室、前住所青森県八戸市多賀台３丁目４番地３
債務者　堤　美由紀
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
福島県郡山市富久山町久保田字石堂37番地の１　石堂ハイツ６号棟627号
債務者　久保田秀樹
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
福島県郡山市富久山町久保田字石堂37番地の１　石堂ハイツ６号棟627号
債務者　久保田秀子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
茨城県神栖市深芝2839―39アンハウスＡ２
債務者　渡辺裕美子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第４３号
茨城県潮来市上戸145番地１県営牛堀アパート８棟201
債務者　細谷喜代美
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第４４号
茨城県神栖市柳川1620番地１
債務者　高島　　歩
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部